

感染症予防およびまん延防止のための指針

特定非営利活動法人

障がい者自立生活センター「ほっと大仙」

1. 基本方針

感染の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定、まん延防止に努め、早期終息を図ることは、利用者が安心してサービスを受けるために重要である。そのため、特定非営利活動法人障がい者自立生活センター「ほっと大仙」（以下、法人という）は、事業所内感染予防対策を各事業所の全職員が把握し、指針に沿った対策が出来るよう本指針を定めるものとする。

2. 感染症およびまん延防止のための体制

法人は、感染症発生およびまん延防止等に取り組むにあたって、以下の体制を取ることとする。

① 感染症対策委員会の設置

(ア) 設置の目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。また、情報整理し、職員および利用者へ周知徹底を行う。

(イ) 感染症対策委員会の役割

- ・ 事業所内感染対策の立案
- ・ 職員への感染症対策およびまん延防止のための研修の実施
- ・ 指針、マニュアル等の作成
- ・ 感染症発生時の対応と報告

(ウ) 感染症対策委員会の開催

定期的に委員会を開催し、感染症未然防止およびまん延防止等のための対策の検討を行う。感染症発生時に必要な際は、随時委員会を開催する。

② 感染症およびまん延防止対策のための研修の実施

法人は、感染症およびまん延防止対策のため、従業者について、職員採用時のほか年2回以上の頻度で定期的な研修を実施する。

研修の実施にあたっては、実施日・実施場所・内容・参加者等を記載した記録を作成する。

3. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、まん延・拡大防止のため、以下項目について速やかに対応を取る。

- ① 感染症発生時またはそれが疑われる状況が生じた時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底する。
- ② 事業所内の消毒、汚染された（可能性も含む）機械・器具等の消毒を迅速に行い、汚染拡散を防止する。
- ③ 管轄保健所および協力医療機関等に相談し指示を受ける。また、必要に応じて感染した者

の隔離等を行う。当該感染者以外の者については、自宅待機による経過観察等を行い、感染拡大・まん延の危険性が低下するまで保健所等と連絡を密に取り、指示を受ける。

- ④ 事態が終息した後、速やかに対応の経緯を記録し、必要に応じて行政機関等へ連絡・報告を行う。

4. 本指針の閲覧

本方針は、法人の各事業所で全ての利用者および職員が閲覧を可能とするほか、利用者の保護者等が閲覧できるよう、事業所内掲示および法人ホームページへの掲載を行う。

附 則

この指針は令和4年4月1日より施行する。